

次のように制限付き一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和7年9月16日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 入札執行者

静岡県清水港管理局長 杉本 文和

2 担当部局

〒424-0922 静岡県静岡市清水区日の出町9-25

静岡県清水港管理局港営課

電話番号 054-353-2208

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

清港営第73号

(2) 業務名

令和7年度 清水港新興津ふ頭特別高圧受変電設備等年次点検業務委託

(3) 業務対象地

静岡市清水区興津清見寺町地内

(4) 業務概要等

新興津ふ頭電気設備年次点検

(5) 業務期間

契約日の翌日から令和8年3月13日

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていることについての確認を受けた者であること。

(1) 静岡県における庁舎等管理業務入札参加資格者名簿（令和6年9月1日～令和8年8月31日）に登録されている者のうち、営業種目「4設備保守管理」の細目「10受変電設備」「11非常用発電設備」「12蓄電池設備」全ての登録がある者であること。

(2) 静岡県内に本社又は営業所（庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿に本社からの委任を登録してあること。）を有する者であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(4) 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県における庁舎等管理業務委託業者入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2

条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

5 入札説明書等の配布場所、配布方法及び配布期間

(1) 配布場所及び配布方法

ア 静岡県清水港管理局ホームページからダウンロードする方法により提供する。

イ 上記2において無料で配布する。

(2) 配布期間

令和7年9月16日（火）から令和7年9月30日（火）まで

(1)アについては、終日、ただし最終日は午後4時まで

(1)イについては、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで、ただし最終日は午後4時まで

6 入札参加資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、次により、入札参加資格確認申請書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。申請書等の配布方法については、上記5を参照のこと。

なお、期限までに入札参加資格確認申請書等を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は本入札に参加することができない。

(1) 提出期間

令和7年9月16日（火）から令和7年9月30日（火）までの午前9時から午後5時まで、ただし最終日は午後4時まで

(2) 提出書類

次の書類を各1部、持参又は郵送（提出期限内必着）により提出のこと。

ア 入札参加資格確認申請書

イ 静岡県における庁舎等管理業務競争入札参加資格に係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し（有効期間が令和8年8月31日までの通知書の写しを提出すること。）

ウ 競争入札参加資格審査申請書様式第1号の写し及び別紙（営業所別営業種目一覧表）の写し（申請者が本店でない（本店から委任を受けた事業所である）場合に提出すること。）

エ 定形封筒（簡易書留料金を含む切手460円貼付け。入札参加資格確認通知書の送付用。）

(3) 提出場所

上記2に同じ

7 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和7年10月14日（火）午後1時30分

(2) 入札執行場所

〒424-0922 静岡県静岡市清水区日の出町9-25

静岡県清水港管理局 5階会議室

(3) 入札方法

電送又は郵送による入札は認めない。

(4) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は免除する。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、入札参加資格確認申請書若しくは入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札又は庁舎等管理業務の委託に係る一般競争契約心得で示した条件等に違反した入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格となる有効な入札を行った入札者を落札者とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 再度入札

予定価格の制限に達した価格のないときは、直ちに再度の入札を行う。

(8) 契約書作成の要否

要

8 その他

(1) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 照会窓口は、静岡県清水港管理局港営課（電話054-353-2208）とする。

(3) 現場説明会は行わない。

(4) 県と契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出すること。

(5) 詳細は入札説明書による。